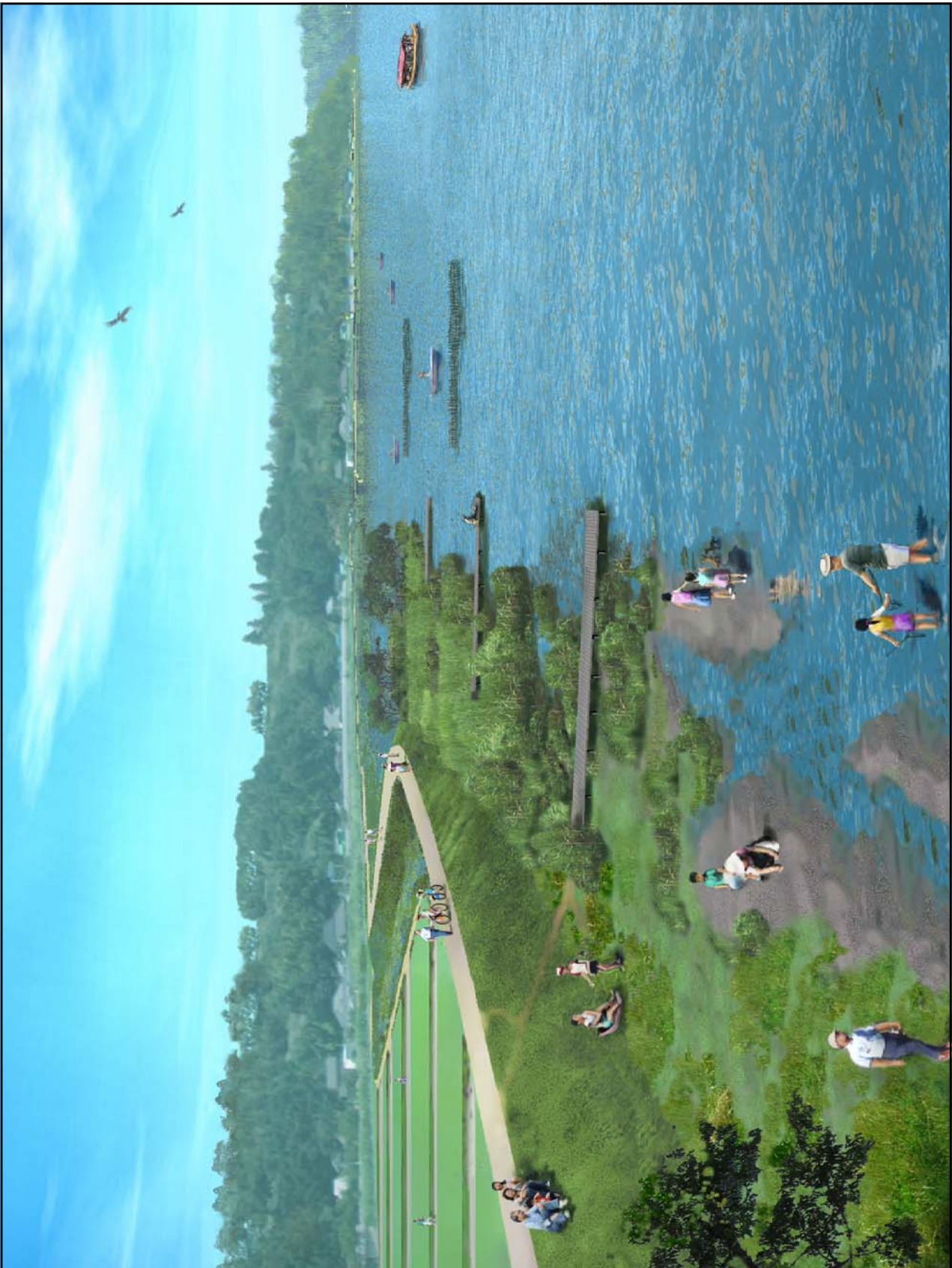


印旛沼水質改善への取組みについて
(植生帯整備等)





水質改善対策 河川事業計画 第1期事業計画 第1期事業計画図(案)

第1期：2007(H19)年～2015(H27)年(目標年次：2030(H42)年)

対策1：植生帯整備

- ・植生帯整備延長 1～3km程度とする
- ・基本向には、再生ゾーンおよび取水ゾーンを整備する
- ・整備にあたっては、高水敷の在来植生群落を可能な限り保全する
- ・植生帯整備実施箇所及びその整備工法は、現在の整備箇所の評価結果を元に決定する

<再生ゾーンの整備例>



流域対策

- 主な対策：
 - ・下水道の整備
 - ・高度処理型合併浄化槽の整備
 - ・市街地ファーストフラッシュ削減対策
 - ・環境保全型農業の推進
 - 等
- ※印旛沼・流城の水質形成機軸に着目し、効果的な対策を実施

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

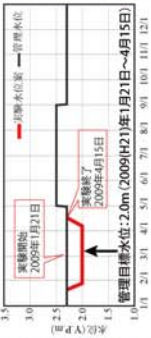
■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

■付近にある既存の施設(佐倉ふるさと広場)など、再生ゾーンとの距離が近いことから、再生ゾーンの整備にあたっては、既存の施設との距離を考慮し、再生ゾーンの整備を実施する。

対策2：水位変動

・水位変動を継続的に実施
【2008(H20)年度 第2回実績プラン】



【2009(H21)年度以降】
・水位低下期間の延長、さらなる水位低下、かんがい期の水位低下等の可能性を検討

対策3：侵略的外来生物の防除

・特にナガエツリノグイトウの防除
防除範囲：全湖岸
重点防除河川(2007(H19)年度の植生分布状況に基づき)
鹿島川、松田川、神崎川、新川、森崎川
※出現した箇所は、拡大する前にできるだけ速やかに除去

対策4：浸漉

・植生帯整備に活用
(深く掘りすぎない(浸漉50cm程度))

対策5：大和田機場流動化運転の見直し

・現在の流動化運転方法を見過してモニタリングを実施

対策6：ウエットランド整備

・2箇所程度(北印旛沼・流城、西印旛沼・流城)それぞれ箇所ずつ、ファーストフラッシュ削減効果がより生物多様性の向上にも寄与するようウエットランドを整備
【整備方法案】
①印旛沼の引き堀によるウエットランド造成
②印旛沼周辺の低地排水路におけるウエットランド造成
③流城河川におけるウエットランド造成
④調整池のエコロジカルポンド・ウエットランド化

凡例

ゾーン区分
※高水敷の在来植生群落を可能な限り保全する
※事業には、現地の条件や地元農家などにより高ゾーンの中層的な整備も取りうる

保全ゾーン
取水ゾーン
再生ゾーン
植生帯整備箇所

0 1 2 km

